

特別養護老人ホーム しあわせの家
地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川
入 所 指 針

1. 目的

この指針は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第64号）第12条第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホームしあわせの家）（以下「しあわせの家」という。）並びに地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川）（以下「しあわせの家寒川」という。）の入所に当たり、必要性が高い者の優先的な入所を行うために、入所基準を明確化し、入所決定過程の透明性、公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所検討委員会

(1) 入所決定に係る検討を行うために、合議制の委員会として「入所検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(2) 検討委員会の構成員は原則として以下の通りとする。

社会福祉法人まこと

理事長

特別養護老人ホーム しあわせの家

施設長

副施設長

介護支援専門員

生活相談員

看護職員

介護職員

地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川

施設長

統括長

生活相談員

第三者委員 2名（法人職員以外）

(3) 委員の数は、原則12名以内とし、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(4) 検討委員会の委員長は、しあわせの家 施設長が就任する。

(5) 検討委員会の副委員長は、しあわせの家寒川 施設長が就任する。

(6) 検討委員会は、委員長が招集し、定期的（3月、6月、9月、12月）に開催するものとする。

ただし、委員長が欠けた場合は、副委員長が招集するものとする。

(7) 検討委員会は、入所待機者名簿（以下「待機者名簿」という。）を調整するとともに、これに基づいて入所の優先順位の検討を行う。

(8) 検討委員会は、審議の内容（3（3）③及び④の保険者市町村の意見を含む。）を議事録とし、この議事録を2年間保管しなければならない。

(9) 検討委員会の委員は、入所希望者に関する事項については、秘密を守らなければならない。

3. 入所判定対象者の選定について

- (1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむをえない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を十分に考慮すること。また、地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があればそれを考慮する。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意志疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全及び安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

- (3) 要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下の取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。
 - ① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由について必要な情報を「特例入所申請に伴う事由書」に記載するよう入所申込に当たって求める。尚、事由書の記載がない場合には申込みを受け付けないこととする。
 - ② ①の場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。
 - ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容等も踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
 - ④ 2の入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましいこと。

- (4) 施設入所後に特例入所対象者（要介護1・要介護2）と認定された場合については、市町村へ報告を行い、意見を求めた上で、検討委員会において特例入所の要件に該当するか否かを協議する。また、協議した結果については市町村へ報告する。

4 入所待機者順位決定基準

(1) 待機者名簿の作成要領

- ① 待機者名簿は入所を希望する施設（しあわせの家、しあわせの家寒川）に関わらず、一体的に作成する。
- ② 待機者名簿の作成・管理はしあわせの家が担当する。
- ③ 入所申込は両施設で受け付けることができる。
- ④ しあわせの家寒川で入所申込を受け付けた場合は、速やかにしあわせの家へ連絡し、書類を持参し通番をつけ所定の場所へ保管する。
- ⑤ 所定の共通申込書（様式1）、被保険者証の写し、認定資料提供に関する本人同意書、入所判定に係る調査同意書の提出を受ける。
※共通申込書には必ず入所を希望する施設を記入する
※しあわせの家寒川を希望される方については四国中央市の被保険者の方に限る
- ⑥ 全ての入所申し込み者に対し第一次判定基準と第二次判定基準に基づき点数化し入所待機者の状況に応じて、入所順位の検討を行う。
- ⑦ 上記⑥での評価によって、上位の者から待機者名簿に登載する。
ただし、意向の有無・受け入れ可否を優先する。

(2) 待機者名簿の調整

- ① 待機者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。
- ② 検討委員会において、入所希望施設や入所希望者の性別、居室の状況等を考慮の上、入所順位を変更することが適当と認められる場合は、入所順位を変更することができる。

5 特別な事由による入所

- (1) 次に掲げる場合については、検討委員会の検討を行うことなく入所を決定することができる。

- ① 措置入所
- ② 長期入院で契約解除した入所者の再受入れ
入所者が3か月を超える入院により、一旦契約解除となった場合であって、以前の入所理由が解消されておらず、入所の必要性が認められるとき。
- ③ 緊急を要する場合
(ア) 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき
(イ) その他特段の緊急性が認められるとき

(2) 前項の規定に基づき入所決定を行った場合は、直近に開催する検討委員会に報告するものとする。

6 辞退者の取扱い

(1) 入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により、辞退があった場合は、入所待機者順位を繰り下げることができる。

(2) 前項の規定に基づいて入所待機者順位を繰り下げた後、再度辞退があった場合については、施設は当該申込者を待機者名簿から削除することができる。

(3) 申込時点の介護認定期間を経過した申込者には、郵送により最新の介護保険被保険者証の提出を求めるが、一定期間（6 か月間）が経過しても連絡がない場合は辞退として取り扱い、当該対象者を待機者名簿から削除することができる。

7 入所指針の公表

施設は、入所指針の内容を公表するとともに、入所申込者に対してその内容を説明するものとする。

8 附 則

この指針は、令和2年8月20日から施行する。

この指針は、令和3年2月1日から施行する。

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

この指針は、令和5年5月1日から施行する。